号外第十号

平成三十年

月

目 次

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権

職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解 : :: :: ::

○県議会の職員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数…………|

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

長 中 込 ま さ

ゑ

委員

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

を次のように改正する。 山梨県選挙管理委員会規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第一号)の一部

第二十六条に次のただし書を加える

ないとき、又は急を要するときは、 てこれに代えることができる。 ただし、天災地変等により県公報に登載して公表し、若しくは告示することができ 県庁前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示し

この規程は、 公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会規程第二号

三月二十六日

曜

日

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

込

ま

さ

ゑ

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

のように改正する。 公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号) 0) 部を次

「県知事」を「山梨県議会議員及び山梨県知事」に改める。 第四十六条の見出し中「知事の選挙」を「山梨県議会議員の選挙等」に改め、 同条中

報の発行に関する条例(平成三十年山梨県条例第二号。以下「選挙公報条例」という。 第三条((掲載文の申請))第一項」を加え、「、この章」を「この章」に改める。 第五十条第二項中「第一項」の下に「又は選挙公報条例第三条((掲載文の申請)) 第四十七条第一項中「第一項」の下に「又は山梨県議会の議員の選挙における選挙公

第一項」を加える。 第五十三条中「((掲載順序のくじ))」の下に「又は選挙公報条例第四条第二項

((掲載順序のくじ))」を加える。

第二項」を加える。 第五十八条中「第二項」の下に「又は選挙公報条例第五条((選挙公報の配布))

る選挙公報の発行に関する条例第3条第1項)」を示える。 第二十三号様式中「第168条第1項」の下に「(山梨県議会の議員の選挙におけ

おける選挙公報の発行に関する条例第5条第2項)」を归える。 第二十五号様式の二中「第170条第2項」の下に「(山梨県議会の議員の選挙に

この規程は、 公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第八号

である。 の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項 次のとおり

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

員

長 中 込 ま さ

ゑ

四、 〇 一 九

公 報 号 外 第十号 平成三十年三月二十六日

Щ

梨

県

Щ

山梨県選挙管理委員会告示第九号

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長中込まさゑ

一八三、四八四

山梨県選挙管理委員会告示第十号

る。 で得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に六分の一を乗じ四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

員長 中込 まさゑ

_ _ _ _

三分の一の数

、六〇八

五、一五三

五二、三八九

一五三、二

甲府市

九、八九六一三、九二八

都留市・西桂町富士吉田市

 北杜市
 一三、七三〇

 南アルプス市
 一九、七三二

上野原市·北都留郡 七、三二八 笛吹市 一九、四九三 甲斐市 二〇、四九一

甲州市 九、二〇五上野原市・北都留郡 七、三二八

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長中込まさ

ゑ

山梨県公報号外 第十号 平成三十年三月二十六日

その他の政治団体 政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

月九日 平成三十年三	月八日 平成三十年三	南巨摩郡富士川町長澤一〇六	斉 藤 金 弥	志村暢三	富士川町の明日を拓く会
月五日 干年三	月一日 平成三十年三	南巨摩郡富士川町舂米一六〇三	大塩益貴	深澤孝	みのる会
月二十一日 平成三十年二	月二十日 平成三十年二	甲斐市篠原五五—一	下田蘇代彦	池戸重勝	清水和弘を支援する会和み会
届出年月日	設立年月日	主たる事務所の所在地	会計責任者氏名	代表者氏名	名称

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

—— 旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分
	─			山季県自重車を有政治、退里		まって 音 権 ラ オマーン 技力 てごえ 権 プロスフェ	ラマ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	41		第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	L. · · · · · · · · · · · · ·	1 男服 対	E男券手こご受団	山季與利耳二四次沒里		名称
中嶋克仁	古屋雅夫	中嶋克仁	望月利樹			天 野 正 秀	保坂眞治							末木徳夫	深沢邦秀	代表者氏名
				斉 木 重 夫	石原美千老							三浦珠枝	羽田浩			会計責任者氏名
								甲府市丸の内三―一四―一○東邦ビル2階	甲府市北新一—八—八	甲府市丸の内三―一四―一〇	甲府市北新一—八—八					主たる事務所の所在地
月 五 日	平成三十年三	月四日	平成三十年三	五月二十七日	平成二十九年		平成三十年二	五月一日	平成二十九年	_	平成二十九年	月二十一日	平成三十年二	六月十六日	平成二十九年	異動年月日
月六日	平成三十年三	月五日	平成三十年三	月二十八日	平成三十年二	月二十八日	平成三十年二		平成三十年二	月二十八日	平成三十年二	月二十一日	平成三十年二	月十六日		届出年月日

梨 県 公 報 号 外 第十号 平成三十年三月二十六日

Ш

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
自自自己学中说了音	自由是巨党与直发形	派送書妻を励まて会	度刃を与いめまける		4	電梯通名日季政治治重多員会	幾重合 口型女台岳肋
田中良彦	井田慶喜					花 形 憲 昭	河野裕
井田慶喜	渡辺治						
甲府市右左口町三五〇	甲府市下向山町一九二五	富士吉田市新倉二二六	富士吉田市新町二―七―二五	南都留郡鳴沢村三四八二—一	南都留郡鳴沢村三四八〇—一		
月二十日平成三十年二		十一月六日 平成二十九年		7月九日平成三十年三		月日	平成三十年三
月十二日	平成三十年三		平成三十年三		平成三十年三	月九日	平成三十年三

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	旧	新	区分
支部学口季明第二区彩	名.山思思等)	太郎クラブ)	前岳大飞经爱公	名称
会議員関係政治団体法第十九条の七第一項第一号に係る国	国会議員関係政治団体以外の政治団体	会議員関係政治団体法第十九条の七第一項第二号に係る国	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体の区分
				公職の種類
				公職の候補者の氏名及び公職の種類
五月日日	月平 五成 日十 年 三			異動年月日
月六日三十年三十二年三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	文 三 -	月月二十二日日	艾 三 上	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

Ш

月二十八日 平成三十年二 平成三十年二	男 甲斐市西八幡三三二五	山本一男	浅 川 宏 雄	山本けさお後援会
十二月十日 年	即 南巨摩郡身延町下田原一七八七	望月桂太郎	若林宏	文の会

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

月九日		南都留郡鳴沢村三四八二—一	日かた	村議会議員	遊りかり	旧
		南都留郡鳴沢村三四八〇—一		村長	<u>n</u>	新
	代表者氏名	主たる事務所の所在地	資金管理団体の名称	公職の種類	氏名	区分

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

り訂正する。 ら訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表 に関する報告書について、民進党山梨県参議院選挙区第2総支部及びゆかネット山梨か (平成二十九年十一月三十日山梨県選挙管理委員会告示第六十一号)の一部を次のとお 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による収支

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

6」に、「5,725,442」を「5,725,172」に改める。 544 \rfloor & $\lceil 6$, 767, 274 \rfloor ι ', $\lceil 6$, 258, 346 \rfloor & $\lceil 6$, 258, 070, 440」を「2,630,460」に改め、ゆかネット山梨のうち 「6,767, 21, 284] 건 ([6, 5 9 6, 5 5 4] 쌍 [6, 5 9 6, 5 7 4] 건 ([2, 6 3 民進党山梨県参議院選挙区第2総支部のうち「25,221,264」を「25,2年党山梨県参議院選挙区第2総支部のうち「25,221,264」を「25,2

発行者	山梨
山 梨 県	山梨県公報号外
丸の内一丁	第十号 平
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成三十年三月二十六日
印刷所	十六日
州サンニチ印刷	
甲府市北	
甲府市北口二丁目六番	
省	
	六